

令和元年6月5日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03624

研究課題名(和文) 代替弾力性の变化を考慮した新たな貿易財分類に基づく日本・EUの非関税障壁の研究

研究課題名(英文) An empirical analysis on non-tariff barriers in Japan and EU with variable elasticity of substitution

研究代表者

井尻 直彦 (IJIRI, NAHIKO)

日本大学・経済学部・教授

研究者番号：50320990

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,960,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、貿易財を代替の弾力性の違いにより複数に区分し、その上で国際的に調和されていない各国の制度が国際貿易を阻害する非関税障壁となっているかを実証的に分析している。日本とEUのケースでは、調和されていない国内規格が輸入量を押し下げるという結果を得ている。またマドリッド協定議定書により国際的な商標登録手続きが簡素化され、これにより登録数が増加したという分析結果を得ている。これら本研究成果は、調和されていない各国独自の商取引に関わる制度が非関税障壁となっており、国際貿易の障害を削減するには、そのような制度を国際的に調和させることが有効であること示唆している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

非関税障壁削減が日EU・EPA締結に向けた課題であると欧州委員会が表明するほど、関税障壁が低減してきた今日では非関税障壁削減の重要性が高まっている。これまでWTOは非関税障壁削減を目指しTBT協定、TRIPS協定などを締結してきた。これらは非関税障壁を削減し自由貿易促進に寄与してきたと考えられるが、非関税障壁の定量的データが無いため、その寄与を実証的に分析することは容易ではない。そこで本研究では非関税障壁となり得る国内規格、特許、商標登録などの制度の影響を実証分析できるようデータを作成した。そして独自の国内制度が貿易障壁となっていることを明らかにし、制度の国際的調和の重要性を示した。

研究成果の概要(英文)：Our research project empirically studies whether internationally non-harmonised domestic measures or trade rules in each country would decrease international trade flows as non-tariff barriers, considering the differences in the degree of the elasticity of substitution among traded products. According to our empirical research results, non-harmonised national product standards will decrease the volume of imports from other countries in case of Japan and EU countries, and the number of registrations of international trademark has been clearly increased since the Madrid protocol came into effect in 1995. There results indicate that international harmonisation of domestic measures or trade rules will reduce non-tariff barriers among trading partners.

研究分野：国際貿易，多国籍企業，非関税障壁

キーワード：非関税障壁 財の代替弾力性 国際規格 知的財産権 非新品財

様式 C-19, F-19-1, Z-19, CK-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

Ijiri, Haneda & Yamano (2012, 以下 IHY と略す) 及び Ijiri, Yamano & Miao (2013) は国際規格分類コードと HS6 桁財の対照表を作成し、これに基づいて貿易財を代替弾力性によって3段階(同質(O)財, 規格のある差別化(S)財, 規格の無い差別化財(D)財)に分類した上で、国際規格発行が非関税障壁を削減し、貿易取引を促進するかを分析した。この分類表は、Rauch(1999)や Blind(2004)の先行研究を改善しており、特に Rauch(1999)の分類表を利用し重要な研究成果と評価される Broda & Weinstein(2006)の分析結果に誤集計の疑問を投じている。そして、Ijiri(2015)は ISIC29 から 35 産業に属する HS6 桁財とそれらに該当する各国国際規格との対照表を作成し、さらに日本の JIS 規格との同等性や関連する日本の強制法規の有無という具体的な非関税障壁を加えた。これにより、強制法規によって国際規格と同等ではない JIS 規格が引用されていると非関税障壁が高まるという研究成果を報告している。また、アプローチは異なるが Kee et al. (2009) も HS6 桁財で各国の非関税障壁等を考慮した TRI 指数(Trade Restrictiveness Index)を作成している。これらは詳細な貿易財レベルで非関税障壁を定量的に分析した数少ない研究である。

他方、貿易フローを分析した多くの先行研究では Anderson & van Wincoop(2004)らの CES 型関数グラビティモデルを用いているが、本研究ではある財の財属性(代替弾力性)が国際規格発行や特許取得等により時系列で変化するため、CES 型のグラビティモデルを用いることは適切ではないと考えられる。そこで、本研究では可変的代替弾力性(VES)型関数グラビティモデルの精緻化を試みる。その上で、この新しい推計可能な理論モデルに基づいて非関税障壁の変化を実証的に分析することを試みる。

2. 研究の目的

非関税障壁削減が日 EU・EPA 締結に向けた課題であると欧州委員会が表明するほど、関税障壁が低減してきた今日では非関税障壁削減の重要性が相対的に高まっている。これまで WTO は非関税障壁削減を目指し TBT 協定, TRIPS 協定などを締結してきた。これらは非関税障壁を削減し自由貿易促進に寄与してきたと考えられるが、非関税障壁の定量的データが無いと、その寄与を実証的に分析することは容易ではない。先行研究として各国の非関税障壁の定量分析を試みた Kee et al. (2009) や国際規格の進展に注目した Ijiri et al. (2013) などがある。本研究は、先行研究の問題点を改善するため、財の代替弾力性を考慮した新たな財分類表を作成し、非関税障壁の輸入に与える影響を定量的に分析する。特に、日本と EU の非関税障壁の分析に取り組む。

3. 研究の方法

(1) HS6 桁の貿易財を貿易の代替弾力性によって O 財, S 財, SP 財, D 財, DP 財に分類する

国際特許は IPC(International Patent Classification)により 9 桁の財分類コードによって管理されている。Lybbert & Zolas (2014) は、この各 IPC コードと ISIC 分類や SITC 分類の 3 桁レベルで対照表を作成している。これに基づき国連統計局と OECD が提供する HS6 桁と ISIC4 桁及び SITC5 桁との対照表によって HS6 桁と IPC9 桁コードをマッチングさせて HS-IPC 対照表を作成する。HS コードは 1990 年代からの影響を考慮するため HS1996 を採用する。

(2) 発行済み ISO/IEC 規格と HS6 桁財の対照表を作成する

IHY 分類表で ICS コードと ISO/IEC の発行済み国際規格とを対照させ、各 ICS コードの発行初年をデータに加え、対応する財が国際規格化された年および時系列の規格発行情報を把握している。これにより各財が D 財から S 財へと転じた年を把握することができる。しかし、これでは単に各 ICS コード内で最初に発行された国際規格を適用するだけであり、必ずしも対応する HS6 桁財に最適な国際規格が選択されているかわからない。そこで、各 ISO/IEC 規格と HS6 桁財を直接的にマッピングすることによって、各財が D 財から S 財へと転じた年をより正確に把握することが可能となる。この情報に基づいて O, S, D 財の貿易フローの変化を分析するだけでなく、国際規格発行の貿易への影響を分析することができる。Ijiri (2015) において ISIC29 から 35 産業に関してこの対照表を作成しており、これを全製造業 (ISIC15 から 37) に拡張する。

(3) 日本と EU の非関税障壁データベースの作成

ベルリン工科大学の研究協力者(Prof. Blind や Dr. Mangelsdorf) と協力して、日本および EU の国内(域内)規格が国際規格と同等であるかを明らかにし、国内規格のハーモナイゼーションが国際貿易の障壁になっているかを実証的に明らかにする。日本規格協会から入手した日本国内規格(JIS規格)の国際規格との同等性(同等, 部分的同等, 不一致)に関するデータとベルリン工科大学が有している EU 域内規格(CE/CENELEC規格)の国際規格との同等性に関するデータ(PERINORM データベース)を用いて、IHY 分類を活用 ISIC15 から 37 に属する HS6 桁財で国際規格国内(域内)規格の同等性の程度が日欧間の貿易障壁となっているか実証的に分析する。この国際規格同等性問題は、日 EU・EPA 交渉を進める上で障害となっているほど政策的に重要な課題である。さらに、強制法規, 法令, 省令, 施行措置等によって国内で取引される財に様々な規制が存在する。それらを UNCTAD の非関税措置

(NTMs) のガイドラインを参考に非関税措置コード分類する。

(4) 可変的代替弾力性関数を使用した推計可能なグラビティモデルの精緻化

本研究テーマである「財の特性(代替の容易さ)が企業のグローバルなソーシング(輸入調達)の度合いに影響を与えたか」に関する実証分析を遂行するために、可変的な代替弾力性(Variable Elasticity of Substitution, VES)に着目した理論的枠組みを提供する。近年貿易フローの分析に用いられる理論モデルは、Anderson and Van Wincoop(2004)や Chaney(2008)など CES 型のグラビティモデルである。上述のように本研究では、国際規格、特許、非関税障壁等の財属性を考慮した貿易財の分類表を作成する。これにより国際規格発行や特許等による財属性の変化を特定することができる。そこで、この変化が貿易パターンに与える影響を分析するために、推計可能な VES 関数をもつ理論モデルを精緻化することを試みる。VES 関数に関する先行研究においては、Revankar(1971, *Econometrica*)などが CES 型を特殊ケースに含む推計可能な VES 生産関数を提示している。しかしながら、VES 自体が CES 以外の全ての関数を含んでしまうことから、VES 関数の研究は 60 年代~70 年代の Revankar の一連の研究以来、大きな進展を見せておらず、また選好関係をベースにしなければならないことから、効用関数に関する理論的な考察は自由度が高すぎ、ほとんど行われていない。このような現状を鑑み、本研究で財属性の拡張に伴う品質の多様化の問題に対して、消費者の選好や生産技術に注目し、妥当で推計可能なモデルを提供する VES 関数の提案を試みる。

(5) 日本規格および EU 規格の国際規格との同等性と非関税障壁：日本-EU モデル

本研究計画(1)、(2)及び(3)で作成する財分類表と非関税障壁データを用いて、日本と EU の非関税障壁を HS6 桁レベルで時系列に推計する。例えば、国際規格と同等な国内規格を強制法規が引用を規定している場合、外国企業は追加的費用を支払うことなくこの市場に参入可能である。したがって、このような場合は非関税障壁が削減されたことになる。しかし、必ず輸入が生じるかは、他の要因があることから、不明である。それゆえ、輸入発生=非関税障壁削減とは判断できない。そこで、(3)で作成する非関税障壁データによって制度的変化を HS6 桁レベルで把握することが必要である。そのうえで、非関税障壁削減の効果を定量的に分析する。

4. 研究成果

(1) 財の代替弾力性を考慮した財分類表の作成

まず貿易財を以下の3つのタイプに分けている。①同質財、②国際規格のある差別化財、③国際規格の無い差別化財である。①の同質財は、純金などの貴金属に代表されるように組織された国際市場において厳密な財の品質や形状を定義されており、そのためこの市場を通じて購入する限りにおいてはすべての取引で同じ物が購入できることになる。すなわち同質財である。そこで本研究では、このような組織された国際市場で取引させる財を同質財と分類している。次に②国際規格のある差別化財は、国際規格の分類コードである ICS (International Classification for Standards)の5桁あるいは7桁の定義と HS6 桁の各財の定義を比べ、ICS と HS の対照表を作成し、これによって該当する国際規格が発行されている HS6 桁財を国際規格のある差別化財として分類している。そして、これ以外の HS6 桁財を③国際規格の無い差別化財と分類している。

本研究では、この財分類表をさらに拡張した。まず財レベルで差別化の度合いをより詳細に考慮できるようにするために、Lybbert&Zolas (2014)が作成した SITC と IPC(International Patent Classification)の対照表を活用して、これらを HS6 桁と接続できるように変換作業を行った。次に、この分類表に日本と EU についてそれぞれ国内規格の情報を加えている。日本は JIS 規格、EU は CE 規格を用いている。さらに、日本で国内法規によって JIS 規格に準拠することを求めている場合、これら JIS 規格は任意規格ではなく強制規格となる。このとき JIS 規格が、ISO 等が発行する国際規格と同等であれば、日本に参入しようとする企業は規格の違いから発生する追加的費用を支払う必要がない。反対に、JIS 規格が国際規格と異なる場合、企業は追加的費用を支払う必要があり、これが日本の非関税障壁となる。つまり各国の国内規格が国際規格と同等であるかどうかによって非関税障壁の大きさが異なることになる。EU のケースでも CE 規格が国際規格と同等であるかどうかによって非関税障壁の大きさが異なることになる。本研究では日本と EU についてこの国際規格との同等性を考慮にした財分類表を作成している。そして、アメリカ、EU、日本などのタリフラインの貿易財の定義を用いて、各国の貿易財において新品と非新品を区別している。新品と非新品では代替の弾力性が異なるため貿易のパターンが異なる可能性があり、これを考慮に入れないと推計結果にバイアスが生じる恐れがある。そこで、本研究では非新品財をタリフラインの財で把握することを試みている。これらのような財分類表を拡張して、以下に示す研究成果を得ている。

(2) 国内規格の国際規格との同等性が輸入量に与える影響：日本の輸入ケース

IHY 分類表は国際規格の有無により差別化財を2つのタイプに分類していた(国際規格のある差別化(S)財と国際規格の無い差別化(D)財)。日本規格協会から提供を得た JIS 規格と関連する国内法規のデータにより、国際規格と JIS 規格の同等性を考慮し、さらに国内法規が JIS 規格との適合を求めているかを確認している。仮に JIS 規格が国際規格と同等ではないのに国内法規で JIS 規格と適合することを求められている場合、外国企業は JIS 規格に適合するための追加的費用を支払う必要があり、これが非関税障壁になっている恐れがある。そこで、Ijiri

(2017)は、国際規格と同等ではない JIS 規格が日本の諸外国からの輸入を減少させる可能性があることを実証的に明らかにしている。ただし、データ制約のため分析対象となったのは ISIC 産業分類の 27-35 産業（主要な製造業）である。

(3) JIS 規格および CE 規格の国際規格との同等性と非関税障壁について

国際規格と同等ではない JIS 規格、CE 規格が日本、EU の輸入量に与える影響についてベルリン工科大学の研究チームと合同で実証分析を行った。この作業には日本側の規格データに加えて、EU の規格データを用いており、我々が知る範囲ではこのような詳細な規格データを用いて日本、EU の貿易動向に関する研究はこれまで存在していない。実証分析の結果は、国際規格と同等でない国内規格は、日本、EU とともに輸入を減少させる傾向にあり、輸入に対する非関税障壁となっていることを示している。これは日本-EU 間に自由貿易協定を結んで関税率を削減しても、なおも非関税障壁が残ることを示唆している。この協定に非関税障壁を削減する方策を含ませることが日本-EU 間の貿易を促進する上で重要であることを意味する。

(4) 知的財産権保護の水準と技術移転

本研究では、貿易を通じた技術移転と移転先の知的財産権保護の水準の関係性を明らかにすることを試みた。実証分析では、対照表を参考に、環境技術関連の特許を含む財を特定し、貿易相手国における知的財産権保護の度合いが環境関連技術の移転に与える影響を計量的に分析した。分析では、貿易財に体化された環境技術を特定する新たな財分類表を作成し、従来の定義で分類されている環境関連技術との比較を可能とした。本稿で得られた計量分析の結果は、輸入国の知的財産権保護に関する法整備が環境関連技術移転の障壁となっていることを示唆した。そして、産業毎に影響の度合いは異なるが、過去（ストック）の環境関連特許申請数が多い産業ほど知的財産権保護によって貿易を通じた技術移転が促進される傾向がある。これらのことから、政策立案者は最新の技術または環境関連技術の移転を考えると、移転先の知的財産権保護、産業の特性、当該技術が公開されてからの年数などを考慮して政策を考える必要があると指摘し得る。

(5) 国際的商標登録とマドリッド協定加盟

本研究では、マドリッド協定加盟が国際的商標申請に与える影響を、商標データを使用することで実証的に分析した。これまで企業のイノベーションや知的財産権に関わる研究は特許又は特許制度を中心として行われてきた。しかし、経済開発協力機構（Organisation for Economic-Cooperation and Development: OECD）が IP bundle という概念を公表したことにより、商標の重要性が再認識され始めている。IP bundle は企業が知的財産権を守るために特許と商標を同時に登録することを意味している。2004-2014 年における商標申請データを使用した実証分析の結果から、マドリッド協定への加盟は加盟国からの国際的商標申請数を増加させることが明らかとなった。つまり、この協定がもたらした申請費用の低下が商標申請を促進させたと考えられることができる。

(6) 非新品財貿易の現状について

本研究は、市場で国際取引される財を新品貿易財と非新品貿易財とに区分し、タリフラインレベルの貿易データを用いて、日本と北米三カ国における非新品貿易財の基本的な貿易構造を明らかにしている。ここでは、日本は非新品貿易財の中古品およびスクラップ品はアジア諸国の相対的に所得の高い国と双方向貿易を行っており、生産ネットワークが広がっているアジアにおいて、より多様な中間財にアクセス可能であることを示唆しており、また、同様にアメリカでは同一の生産用途区分であっても、生産に即使用できる中古品は北米域内での双方向貿易が行われ、それ以外のスクラップ品は中国などのアジア諸国と貿易を行っており、財用途の視点からだけでは貿易構造を把握しきれないという点を指摘している。また、非新品貿易財の国際取引と輸出先のサプライヤーアクセスの度合いの関係について統計的な分析を行い、非新品貿易財の輸出の決定要因分析を試みている。実証分析の取り組みとして、産業別中間財供給の輸出規模および国際競争力が相対的に大きい国は、非新品貿易財の輸入が相対的に大きいということを推計している。分析結果として、日本の輸出相手国である ASEAN 諸国に対しては、同一産業の中間財供給の相対的な規模が、また、日中韓に対しては同一産業の国際競争力の大きさがそれぞれ日本の非新品貿易財輸出の決定要因となっていることを明らかにした。対照的に、アメリカは日中韓への非新品貿易財の輸出では同様の結果が見て取れたが、ASEAN 諸国に対してはサプライヤーアクセスの程度は関係ないという分析結果が得られた。

(7) 理論分析

一連の研究論文において中村（2017, 2019）は、本研究課題である（非）関税障壁等の複雑な経済構造のもとで存在するグローバルな企業の組織構造に関して分析をすることにより、多様な企業組織を持つ企業からなる寡占的市場の競争構造観点から、経済理論的分析を試みた。代表的な研究成果の分析と結果については以下のようなものがあげられる：第一に、所有と経営の分離した社会的責任を重要視する企業（CSR 企業）と利潤最大化を目指す企業からなる寡占市場において、CSR 企業の経営契約として社会厚生と自社の数量の線形結合が採用される下で、各企業が市場戦略（価格 or 数量）を内生的に決定する状況を考察した。結果としては、各企業が非対称な市場戦略を選択する場合は均衡になりえることが証明された。第二に、公企業と相対利潤を最大化する私企業からなる混合寡占市場において、企業の長期的な意思決定として、市場における戦略を決定するモデルを考察した。本稿では、私企業の相対利潤の重要性を

表すパラメーターと財の差別化の程度を表すパラメーターの値が十分に低くない場合には、両企業ともに「数量」を選択し、数量競争が観察される一方で、それらが低くなるにつれて、均衡は価格競争へと変異することが示された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 10 件)

- ①中村靖彦、Combining the endogenous choice of the timing of setting incentive parameters and the contents of strategic contracts in a managerial mixed duopoly、International Review of Economics & Finance、査読有、第 59 巻、2019、207-233。
- ②羽田翔、輸入国の知的財産権保護が環境関連貿易に与える影響、日本貿易学会リサーチペーパー、査読有、第 8 号、2019、30-45。
- ③井尻直彦、EU 諸国の非新品貿易の動向—排気ガス規制と EU の中古自動車輸入に関する分析—、日本大学経済学部経済科学研究所紀要、査読無、49 号、2019、91-107。
- ④前野高章、財ヴィンテージの貿易に関する研究-非新品貿易財の貿易構造に関する一考察-、日本大学経済学部経済科学研究所紀要、査読無、49 号、2019、69-90。
- ⑤羽田翔、中・東欧諸国における日系企業の撤退要因:企業レベルデータを使用した実証分析、日本大学経済学部産業経営研究所プロジェクト報告書、査読無、42-1 号、2019、47-64。
- ⑥羽田翔、The Impact of the Madrid Protocol on International Trademark Transfers、日本貿易学会リサーチペーパー、査読有、第 7 号、2018、30-45。
- ⑦前野高章、清酒製造業の海外市場創出と産業特殊要因に関する研究—ヒアリング調査による清酒製造業の国際化における現状と課題—、経営行動研究年報、査読有、27 号、2018、41-45。
- ⑧羽田翔、與賀田晃弘、井尻直彦、Distortions in Trade Statistics Revisited: Data and Empirical Issues、International Conference on Business, Finance and Economics 2018、Proceedings paper、査読有、2018、1-6。
- ⑨中村靖彦、Endogenous market structures in a mixed oligopoly with a public firm whose managerial contract is based on welfare and bargaining over the managerial contract of a private firm、Economia Politica、査読有、2017、189-209。
- ⑩中村靖彦、Choosing Price or Quantity? The Role of Delegation and Network Externalities in a Mixed Duopoly、Australian Economic Papers、査読有、2017、174-200。

〔学会発表〕(計 16 件)

- ①羽田翔、中・東欧諸国における日系企業の撤退要因:企業レベルデータを使用した実証分析、国際総合研究学会第 78 回研究会(嘉悦大学:東京都)(2018 年 12 月 15 日)
- ②井尻・呉・羽田・前野・陸、新シルクロード、「一帯一路」構想とユーラシア中央地域の立地優位性、日本貿易学会第 2 回東部部会研究報告会(専修大学:東京都)(2018 年 10 月 20 日)
- ③羽田翔、知的財産権保護と技術移転:貿易を通じた技術移転に関する実証分析、日本国際情報学会国際開発研究部会 2018 年度第 1 回研究報告会(日本大学:東京都千代田区)(2018 年 6 月 16 日)
- ④羽田翔、與賀田晃弘、井尻直彦、貿易統計の歪み:データと実証分析に関する諸問題、日本貿易学会第 58 回全国大会(高千穂大学:東京都)(2018 年 5 月 19、20 日)
- ⑤羽田翔、與賀田晃弘、井尻直彦、Distortions in Trade Statistics Revisited: Data and Empirical Issues、International Conference on Business, Finance and Economics 2018 in HongKong(国際学会:香港)(2018 年 3 月 7、8 日)
- ⑥羽田翔、IP-bundle strategy of Multinational Firms: Comparison of Pharma industry with Non-Pharma Industry、日本貿易学会第 57 回全国大会(愛知学院大学:愛知県)(2017 年 5 月 27、28 日)
- ⑦羽田翔、製薬企業の国際的 IP-Bundle 戦略:日本企業の海外進出戦略を中心に、経営行動研究学会第 104 回研究部会(立教大学:東京都)(2017 年 6 月 17 日)
- ⑧前野高章、清酒製造業の海外市場創出と産業特殊要因に関する研究—ヒアリング調査による清酒製造業の国際化における現状と課題—、経営行動研究学会第 27 回全国大会(創価大学:東京都)(2017 年 9 月 5 日)
- ⑨前野高章、インバウンド需要と持続可能な地域産業活性化の可能性、敬愛大学総合地域研究所シンポジウム 2017(敬愛大学:千葉県)(2017 年 11 月 11 日)
- ⑩井尻直彦、国際規格化による非関税障壁の削減と貿易促進効果、日本貿易学会第 57 回全国大会(招待講演)(愛知学院大学:愛知県)(2017 年 5 月 27、28 日)
- ⑪井尻直彦、JIS 規格の国際標準化と日本の非関税障壁の現状:アジアからの輸入のケース、関西学院大学・産業研究所プロジェクト研究会(招待講演)(関西学院大学:兵庫県)(2016 年 12 月 9 日)
- ⑫井尻直彦、Non-harmonised Mandatory Standards as Non-Tariff Barriers: Experience from Japanese Imports、Beijing Forum 2016(招待講演)(国際学会:北京)(2016 年 11 月 6 日)
- ⑬羽田翔、The Impact of the Madrid Protocol on Technology Trade in Asia、日本国際経済学会第 75 回全国大会(中京大学:愛知県名古屋市)(2016 年 10 月 29、30 日)
- ⑭Mangelsdorf, A., Ijiri, N. and Haneda, S.、Standards and International Trade between Japan and the European Union. The Korea and the World Economy 15th Conference.(韓国:ソウル)(2016 年 8 月)

4、5日)

⑮羽田翔 (2016)「非関税障壁と日本企業の課題：貿易データを使用した計量分析」経営行動研究学会第100回記念部会 (日本大学経済学部：東京都千代田区) (2016年6月25日)

⑯井尻直彦、羽田翔 (2016)「環境技術普及と貿易：知的財産権保護が環境特許貿易に与える影響」日本貿易学会第56回全国大会 (明海大学 (千葉県浦安市)) (2016年5月28, 29日)

〔図書〕 (計 4件)

①Haibo ZHAO and Sho HANEDA, "Urban Green Growth in Japan: The Case of Kitakyushu," in: Green Development of Asia-Pacific Cities Building Better Cities Towards 2030, chapter 11, World Scientific Book, 2018.

②前野高章、羽田翔、「知的財産権保護と技術移転-ASEAN諸国の貿易データを使用した実証分析-」長谷川聰哲編『アジア太平洋地域のメガ市場統合』第3章、中央大学出版部、2017。

③前野高章、「TPP諸国の貿易構造と生産ネットワーク」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『TPPの期待と課題：アジア太平洋の新通商秩序』第3章、文眞堂、2016。

④前野高章、「日中韓の貿易構造とFTA」石川幸一・馬田啓一・清水一史編著『検証・アジア経済：進化する相互依存と経済連携』第14章、文眞堂、2016。

6. 研究組織

(1)研究分担者

①研究分担者氏名：齋藤哲哉

ローマ字氏名：(TETSUYA SAITO)

所属研究機関名：日本大学

部局名：経済学部

職名：准教授

研究者番号 (8桁)：80707422

②研究分担者氏名：中村靖彦

ローマ字氏名：(YASUHIKO NAKAMURA)

所属研究機関名：日本大学

部局名：経済学部

職名：准教授

研究者番号 (8桁)：90453977

③研究分担者氏名：前野高章

ローマ字氏名：(TAKAAKI MAENO)

所属研究機関名：日本大学

部局名：通信教育部

職名：准教授

研究者番号 (8桁)：00590605

④研究分担者氏名：羽田翔

ローマ字氏名：(SHO HANEDA)

所属研究機関名：東京福祉大学

部局名：社会福祉学部

職名：助教

研究者番号 (8桁)：90762063

(2)研究協力者

①研究協力者氏名：山野紀彦

ローマ字氏名：(Norihiko Yamano)

②研究協力者氏名：

ローマ字氏名：(Mangelsdorf, Axel)

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。